

2) 全体討議 まちづくりの基本原則

資料：「自治基本条例の一般的な条例項目整理した全体概要表」の大項目「まちを創造する仕組み」について、議論していくことで、「まちづくりの基本原則」を考えて行きたいと思います。議論の方法ですが、13のまちづくりを創造する仕組みについて、各班で議論したい項目を委員の中の多数決でふたつ選んでいただいで、それをどのように考えるのかを議論してください。「資料：全体概要と現在までのグループワークでの発言と連関表」には、今までの発言をまとめてみましたので、参考にして、一宮市ではなにが必要なのか議論ください。

< 発表 >

1 班

「2 行政情報を知る権利」ですが、市民病院や総合体育館の情報など、大きな事業に関する情報は前もって知りたい。「6 参加の権利」は、まさに自治基本条例を考える会に参加できていること。

2 班

議論した項目は、「1 情報公開・提供、共有」、「2 行政情報を知る権利」、「6 参加の権利」、「8 市民参加の機会・実施」です。わかりやすい情報提供が必要。広く知らしめる。興味を持った人がより詳しく知ることができることが必要。「参加の権利」は、より多くの人に参加することによって、意見がでてくる。「行政情報を知る権利」では、情報を知る方法として広報があるが、f a x、携帯に情報提供できるようになれば、いいのではないかという意見もあった。

3 班

「1 情報公開・提供、共有」と「7 未成年者のまちづくりに参加する権利」を選びましたが、情報公開は、行政の持つ情報だけではなく、市民側の情報公開も大切。情報公開というと、後向きなイメージだが、前向きな情報公開が必要。子どもたちが、体で体験するフィールドを用意していく。たとえば、資源ごみの回収を子どもたち自らが行えるようにしていくのもひとつの方法である。学校においても、教育の場でまちづくりに興味をもたせるような内容にさせていただくのも大切だという意見もあった。

4 班

私たちは、「8 市民参加の機会・実施」を選びましたが、「4 説明責任」にも関係してくるという意見になりました。実際、市で実施している事業の内容があまりわかっていない市民が多い。参加の手続きとして、市民の窓口のワンストップサービスがあるべきではないのか、という意見もあった。

参加の対象としては、個人的意見になりますが、いろいろなプロジェクトの最初の段階から入っていくべきではないか。いろいろな部分で、説明責任や評価があいまいなため、逃げを作っているのではないか。市民参加の機会・実施や説明責任は、にわとりと卵みたいなもので、ぐるぐる回ってやっていく仕組みが必要なのではないかという意見です。

(まとめ)

- ・ 全体でこういう議論しましたが、今回は言っぱなしでまとめてはいません。このような議論を積み重ねて、ひとつひとつ議論して決定していく作業はこれから進めていきたいと
思います。